

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応について

ユースサービス大阪の新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン

令和3年9月21日 改訂版



(一財)大阪府青少年活動財団(ユースサービス大阪)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応について

ユースサービス大阪の新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン

(一財)大阪府青少年活動財団(ユースサービス大阪)

はじめに

本ガイドラインは、(一財)大阪府青少年活動財団(ユースサービス大阪)が行う自然体験活動事業と施設運営において、新型コロナウイルスのより一層の感染拡大に備えて、感染防止を一層徹底するための行動指針として作成するものです。

ユースサービス大阪が運営に関わる各施設及び事業においては、本ガイドラインを参考に、それぞれの地域や施設の現状、事業の特性、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえて、感染防止対策の更なる充実に取り組んでいただけるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響は今後も長期間続くと予想され、私たちはこの新たな感染症と共に社会生活を行っていかなければなりません。文部科学省も、「感染症対策により子どもたちが野外で体を動かす機会が減少するなど、子供たちを取り巻く環境に閉塞感が生じているため、自然体験活動を全国展開することで、子供たちの元気を取り戻し健やかな成長を図る」ことの重要性を指摘しています(文部科学省「令和2年度文部科学関係補正予算(案)事業別資料集」)。

ユースサービス大阪は、「自然体験活動の機会や場の提供を通じて、青少年の健やかな成長と学びを育むこと」をミッションに掲げる財団として、学校や青少年教育団体、子どもたちや保護者のみなさまに安全・安心な自然体験活動を楽しんでいただくために、新型コロナウイルスのより一層の感染拡大に備えて、このガイドラインを作成しました。ユースサービス大阪は、今後とも本ガイドラインをしっかりと踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に全力で取り組み、安全・安心な自然体験活動の提供に努めていく所存です。

なお、ガイドライン作成のために参考にさせていただいた資料は巻末に示していますが、今後新たな情報や知見が得られた場合や感染状況の推移を見ながら、随時見直しを行っていきます。

目次

はじめに	1
1. 感染防止に対する自然体験事業と施設運営の基本的な考え方	3
2. 事業参加・施設入所時及び滞在期間中の健康観察について	4
3. マスクの着用、手洗い・うがい、消毒、換気について	6
4. 宿泊について	7
5. 入浴・シャワー、トイレについて	8
6. 食事について	9
7. アクティビティについて	10
8. 清掃について	12
9. スタッフについて	12
10. 利用後	13
<資料(健康観察チェックシート等)>	14
<参考にした資料>	18

1. 感染防止に対する自然体験事業と施設運営の基本的な考え方

(1) 事業の実施や施設の運営においては、感染リスクを下げるための「新しい生活様式」を踏まえて、新型コロナウイルスの感染予防に努めるとともに、スタッフや参加者、利用者等の事業に関わるすべての人に対して、感染防止対策の重要性を理解していただき、日常生活を含む行動変容を促すことに努めていきます。

- ① 三密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避ける
- ② 必要な身体的距離(できれば2m以上)を確保する
- ③ 近距離での会話や発声、高唱は避ける
- ④ こまめな換気を励行する
- ⑤ マスクを着用し、手洗いやうがい、施設・用具等の消毒を徹底する

(2) 主催事業や施設の受け入れ人数、宿泊(テント含む)定員、食堂、入浴・シャワー、プログラム活動時等の定員については、原則として(1)に示した「新しい生活様式」①～③を踏まえ、身体的距離を適切に確保できる人数に設定します。バスを利用する際は、バスの定員数の70%程度までに限定します。また、身体的距離の確保や換気等の観点から、テントや宿泊棟の利用を制限しなければならない場合は、それを優先します。主催事業で施設を利用する場合には、それぞれの施設で示された利用可能施設や定員数に準拠した施設の利用、プログラムの実施計画を策定します。

(3) 主催事業においては、対人距離を適切に確保するため、原則的に1グループ5～6名以内(グループリーダー1名+参加者4～5名)でグループを編成し、活動を通して可能な限りグループの一貫性を確保します。

* 施設利用の場合には、利用する施設のルールに従います。

(4) スタッフ・リーダーを含む事業参加者や施設利用者には、検温及び健康チェックシート記入をお願いし、体調に異常がある場合には、感染予防のため参加を取りやめていただきます。

(5) 新型コロナウイルス感染防止対策にあたっては、施設が所在する地域(都道府県及び市町村)の教育委員会及び所轄課との調整を図ります。

(6) 感染防止対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、近隣の保健所及び病院との連絡体制を整えます。

(7) 大阪府内において財団の運営する施設、事業で使用する施設については、大阪府の「感染防止宣言ステッカー」を取得しています。また、施設利用者ならびに事業参加者のみなさまに、「大阪コロナ追跡システム」への登録を呼びかけています。

(8) 日帰りを含むすべての事業参加者の方には、2週間前からの検温及び記録を、また宿泊事業参加の皆様には、それに加えて事前に配布します「抗原検査キット」での自主検査へのご協力をお願いします。体調に異常がある場合や抗原検査で陽性判定が出た場合には、感染予防のため参加を取りやめていただきます。

(9) 事業参加者の方にはこれらの感染症対策を講じてもなお、一定の感染リスクがあることをご承知いただき、また同時に事業参加に向けて事前の健康状態の把握と抗原検査結果を申告いただき、互いに安心して事業への参加、事業の催行ができるよう、承諾書にサインを頂くこととする。

2. 事業参加・施設入所時及び滞在期間中の健康観察等について

(1) 利用申し込み時に検温等の健康観察の実施やマスクの着用、手洗いや消毒、身体的距離の確保等の感染防止対策について説明を行い、同意をいただきます。

(2) 事業やキャンプの開始時(入所式・オリエンテーション)に参加者が新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために順守すべき行動や予防措置について再度説明し、必要があれば方法等についての指導を行わせていただきます。

(3) 検温は、自宅出発時、事業参加・施設入所時に必ず行い、健康チェックシートに記入していただきます。宿泊する場合には、原則就寝時・起床時にも、事業参加者及び団体の責任で検温と健康チェックシートの記入を行っていただきます。(巻末資料1・2・3)

*施設や地域、感染拡大の状況に応じて、参加1～2週間前からの検温と健康チェックシート記入をお願いする場合があります。

(4) 体調不良者への対応等について(巻末資料3)。

1) 自宅出発時に以下の症状がある場合には、参加を取りやめていただきます。

・発熱(37.5度以上)

*37.5度に達してなくても、平熱より高い(平熱+1℃)もしくは体調不良を感じる場合についても該当するものとします。

・倦怠感(強いだるさ)

- ・呼吸器の症状(息苦しさ)
 - ・のどの痛み
 - ・せき
 - ・味覚・嗅覚がない
 - ・財団が事前に配布した抗原検査キット、またはそれに類する他の検査において陽性反応が示された場合。
 - ・その他、新型コロナウイルスの症状に当てはまるもの
 - * 家族・同居者に発熱及び該当する症状がある場合にも、参加を控えていただきます。
- 2) 事業参加・施設入所以後に、検温・健康チェックで上記のような体調異常があった場合には、直ちに担当職員か事務室に連絡するようお願いいたします。また、対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な感染防止策を講じた上で対応いたします。
- 2-1) 体調不良者で発熱のない場合には、施設が用意した部屋で休養し、利用団体にて経過観察を行っていただきます。その際、その事実を職員間で共有します。改善が見られない・悪化する場合には、利用団体と相談の上、施設責任者から保健所あるいは病院に連絡し指示を仰ぐとともに、該当者の保護者と連絡をとり、速やかに病院へ向かうか、帰宅できるように対応いたします。
- 2-2) 体調不良者で発熱・風邪の初期症状、強い倦怠感、味覚異常などの症状が見られた場合は、施設職員および利用団体責任者の判断のもと、保健所あるいは病院に連絡して指示を仰ぐとともに、保護者と連絡をとり、速やかに病院へ向かうか、帰宅できるように対応いたします。
- 2-3) 感染が疑われる事例が発生した場合は、感染が疑われる者の行動履歴(使用した研修室、宿泊室、活動場所等)を確認し、濃厚接触が疑われる参加者を特定して、施設が用意した部屋での待機をお願いするとともに、保健所等の関係機関の指示を仰いで必要な対応策を実施いたします。
- 2-4) 確認した行動履歴(使用した研修室、宿泊室、マイクロバス、活動場所等)および実施した感染防御策は、すべて記録として残しておきます。
- 3) 保健所の指示に従って、感染者が活動した区域(事務所、研修室、宿泊室、マイクロバス、活動場所等)の消毒を実施します。また、感染者が活動していた区域で借り上げ施設等がある場合は、施設管理者等に連絡し、消毒を依頼します。
- 4-1) 財団主催事業のうち3泊以上の事業については、期間中に再度抗原検査を実施し、陽性判定が出た参加者等がいた場合には、すべての行程を取りやめ、事業を中止します。
- 4-2) 施設利用者のうち、参加者等の感染が確認された場合には、団体責任者等と相談の上、活動の継続、または休止を判断いたします。

3. マスクの着用、手洗い・うがい、消毒、換気について

(1) マスク等の持参について

地域や施設等の状況に応じて、利用者に予備マスク、マイコップ(食事用、うがい用等)等の持参をお願いします。

(2) マスクの着用について

マスクは、くしゃみや咳をした時の飛沫が他の人の鼻や口に直接かかるのを防ぎます(飛沫感染の防止)。また、無意識に自分で鼻や口を触ることを防ぐことで、自分自身の感染も防いでくれます(接触感染防止)。

- ・施設内では、原則的にマスクを着用します。
- ・屋外でも複数人数が近距離で活動する場合は、原則的にマスクを着用します。熱中症予防のためマスクを外して活動する必要がある場合は、飛沫感染を回避するため原則2m以上の距離を確保して行います。
- ・指導者には、原則としてマスクやフェースシールドの着用をお願いします。ただし、指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外しても構いません。マスクを着用しない場合は、不必要な会話や大声での発声を行わず、2m以上の身体的距離を確保して活動していただきます。

(3) 手洗い、うがいについて

手洗いは、感染者がくしゃみや咳を手で抑え、その手で周りの物に触れ、健康な人がそれに触って、その手で口や鼻を触ることで感染を広げることを防ぎます。こまめな手洗いを心がけることが、感染の予防につながります(接触感染防止)。

うがいには、ウイルスの侵入を抑制する効果は期待できませんが、口腔内を清潔に保つことで全身の免疫力を高め、コロナウイルスにかかりにくくする効果が期待できます。

1) 手洗いやうがいは、以下のような場合に必ず行います。

- ・食べ物を食べる前(例、食堂に入る前)
- ・キャビンやテント、宿泊棟、活動場所に出入りする前後にその都度
- ・頻繁に触れる場所(手すり、ドアノブ、カウンターなど)に触れた後
- ・トイレを利用した後
- ・運動用品、クラフト道具など、共用の備品を使った後
- ・プログラム実施前後にその都度
- ・咳やくしゃみ、鼻をかんだ時

2) 手洗いの方法

- ① 手指を清潔な流水で濡らす。蛇口のハンドルを閉めて、石けんをつける。

- ② 石けんを手に塗りながら泡を手につける。手の甲、指の間、爪の間で石けんをしっかり泡立てる。
- ③ 少なくとも20秒間、手をしっかりこすり合わせる。
- ④ 清潔な流水でよく洗い流す。
- ⑤ 清潔なタオル、あるいはペーパータオルが備え付けられている場合は、それを使って水分をよく拭きとる。

* 流水で手洗いができない場合は、アルコール手指消毒薬を使用できるように、スタッフや施設が準備をいたします。

(4) 消毒について

多くの人が手に触れる箇所や物品等の消毒は、接触感染の防止のために有効です。

- ・共有スペース(大浴場・シャワー、トイレ、洗面所、脱水機等)など、特に多くの利用者が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口など)は、アルコール消毒液を使用して、1日2~3回の消毒を行います。
- ・宿泊棟は、チェックイン前に消毒、拭き上げを行います。また2泊以上の利用の場合は、あらかじめ各部屋に消毒液を置いておき、手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口など)等を消毒できるように準備しておきます。特に施設の側で消毒の必要が生じた場合には、あらかじめ利用者や団体の了解を得たうえで、施設スタッフが日中プログラム時間中にアルコール消毒を行います。

(5) 換気について

- ・宿泊室や集会室等は、天候上可能な限り常時換気を行います。また、エアコン稼働時は、1時間に1回程度の換気を行います。
- ・共有スペース(浴場・シャワー、トイレ、洗面所等)は、基本的に常時換気を行います。
- ・宿泊棟は、使用前に十分な換気を行います。使用時も常時換気を基本とします。天候等で難しい場合は1時間に1回程度の換気を実施します。また、エアコン稼働時も1時間に1回程度の定期的な換気を実施します。
- ・テント内は三密になりやすいため、天候の許す限り常時換気を基本とします。

4. 宿泊について

(1) 宿泊棟(バンガローを含む)について

- ・各宿泊棟の定員を空間が密になることを防ぐため、各市町教育委員会などの主管課と協議の上、本来の定員の概ね1/2程度に設定することがあります。その場合、原則、定員を超えての利用はいたしません。

- ・ベッド使用時の頭の位置が、隣の利用者と同じにならないように使用します。
- ・宿泊棟内ではゆとりある空間を設けるよう配慮し、身体的距離を保ちながら行動します。
- ・宿泊棟では常時換気を行います。天候等で難しい場合は、1時間に1回程度を目安にしながら換気を行います。また、エアコン作動時も1時間に1回程度の定期的な換気を実施します。
- ・感染を防ぐため、原則、自分の部屋以外の宿泊室には立ち入らないようにします。

(2) 寝具・シーツ・枕カバーについて

枕カバーとシーツを必ず使用して、接触感染を防ぎます。連泊の場合は原則2泊毎に枕カバーとシーツを交換します。

(3) テント泊について

テント泊についても、三密をさけるため原則定員の1/2に抑え、適宜ファスナー等を開いて換気につとめます。

5. 入浴・シャワー、トイレについて

(1) 大浴場・シャワーについて

- ・大浴場を使用する際は、密になることを防ぐため利用団体・定員を指定して、使用するようにします。
- ・可能な限り大浴場、シャワー棟の窓を開けて換気をするとともに、浴室換気扇や脱衣場の扇風機を運転して換気を行います。
- ・更衣スペースは、隣と一列空けるなど、身体的距離を保ちながら更衣を行えるように入れ替えて利用します。
- ・浴室内(洗い場・浴槽内)でも、隣の人との距離を確保し、会話を控えて利用するようにします。感染状況に応じて、浴槽は使用せずシャワーのみの使用とする場合があります。シャワーは、原則壁側シャワーのみの使用可とする場合があります(使用の仕方は、施設の状況に応じて判断します)。
- ・シャワー利用時は、利用者自身による更衣のタイミングをずらすなど、密にならないように注意して利用します。
- ・脱衣場、浴室・シャワー利用時は、不必要な会話や発声をしないように注意します。
- ・浴室、脱衣場の扉、シャワーノズル、湯出しレバーなど多くの利用者が手に触れる箇所や椅子・洗面器などの共用物は、利用団体が交代する毎に消毒を行います。主催事業で他施設の浴場を利用する場合は、利用時間前に施設側に消毒を確認します。

(2) トイレの使用について

トイレの使用においては、排便後の拭き取りにおいて手に付着する可能性があることやトイレを流す際に細菌・ウイルスが舞い上がり感染する危険(飛沫感染)が高まります。

- ・飛沫感染を防ぐため、トイレを流す際はふたを閉めて流してください。
- ・手洗い場には石鹼(ポンプ型)、手指消毒液等を用意し、手洗いを徹底します。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意します。
- ・換気の悪い密閉空間にならないようこまめに換気を行います。

6. 食事について

(1) 食堂利用について

- ・身体的距離(2m)を取り、正面に向き合わず着席できるように、食事可能な定員を設定します。
- ・食堂に入る前に、必ず手洗い・消毒をしてから入室します。
- ・滞在期間中の食事場所については、原則的に同じ席を利用するようにします。複数団体が利用する場合は、事前に使用するテーブル・椅子の消毒を行います。
- ・食堂内では、配膳受け取りの整列時・食器返却時などに整列目印を設定し、それに従います。また、食事中以外は必ずマスクを着用します。
- ・ビュッフェ形式や大皿での取り分けによる食事は提供しません。
- ・ご飯、汁物のお代わりについては、各テーブル毎に係を決めて、その人のみが給仕するようにします。
- ・食事中は、互いに飛沫を飛ばさないように会話を控え、食前や食後の歌唱等を行いません。
- ・食器の返却については、返却場所が密にならないように時間を分けて、個別に自分の食器を所定の場所に返却して下さい。
- ・配膳列から食器返却までの食堂内の動線を指定し、それに従います。

(2) お茶の設置・水分補給について

- ・常時補給用お茶タンクは、利用者が使いやすい位置に設置します。給茶は各団体の代表者など、できるだけ人数を限定して行って下さい。
- ・補給する前には、必ず手洗い・消毒をして下さい。
- ・コップや水筒は共有しません。地域や施設等の状況に応じて、マイカップの持参をお願いする場合があります。

(3) 野外炊事について

- ・野外炊事では、できるだけ身体的距離を保つことができるように、各グループの人

数を少人数(できれば5人前後)に抑えて実施します。

- 主催事業においては、「流しそうめん」等の感染予防対策が十分にとれない料理については、当分の間、実施を見合わせます。
- 調理するスペースを広くとり、調理の際には原則ビニール(ゴム)手袋を使用し、直接、食材や食べ物に触れないようにします。
 - *手袋は事前に入所団体に準備をお願いします。
- トング、お玉などの共用は避け、各グループ毎に係を決めて、その人のみが配膳・給仕を行うようにします。
- 食事をする際は、間隔を開け、飛沫をできるだけ飛ばさないよう会話を控えていただきます。
- 野外炊事終了後は、原則的に利用団体に調理器具の洗浄をお願いし、消毒は施設が行います。

7. アクティビティについて

(1) アクティビティ実施についての基本的考え方

1) 健康観察

- ガイドラインに示した健康観察に基づいて、参加者等(参加者、スタッフ)に当日、体調の異常がないことを確認します。もし、体調に異常があった場合には活動への参加を取りやめてもらい、団体責任者や事務所スタッフと連絡をとって、ガイドラインに従って必要な対応を行います。
- 活動中に体調不良となった参加者が出た場合、団体責任者および事務所スタッフと連絡をとり連携して現場から離脱させ、他の参加者等への感染防止の対応を行うとともに、改善が見られない、あるいは体調が悪化する場合には、ガイドラインに従って最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるように準備します。

2) 活動場所の選択と身体的距離の確保

- できるだけ屋外・野外で行う活動を選択することを推奨します。
- 屋外で実施する場合でも感染予防の観点から、三密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避け、必要な身体的距離(原則2m以上の間隔)が確保できることを目安として、適切な場所や方法を選択し、実施します。
- 屋内で実施する場合は、身体的距離を保ちながら安全に活動できる十分なスペースを確保して行います(おおむね研修室の定員の半分程度)。もし、十分なスペースを確保できない場合は、施設の大きさ等に応じて参加者の人数を制限して行い、指導者、参加者共にマスクを着用します。また、できる限り新鮮な空気を取り込めるように窓を開けての換気やエアコンを用いた外気の導入による換気を行います。

- ・参加者同士の身体接触や近接を伴う活動や、多くの参加者が接触するような遊具、器具を共用することが想定される活動は、極力回避します。実施する必要がある場合には、三密を避け、身体的距離をとることができるよう、活動方法を工夫して実施します。
- ・海や河川での活動時に安全確認のためバディチェックを実施する場合には、直接的な身体接触を控えるため、手をつなわず、手を近づけて、指導者の掛け声に合わせて同時に手を挙げ、手を降ろす形で行います。大声での掛け声はしません。
- ・新型コロナウイルスは、現時点ではプールや河川などの遊水エリアの水を通して拡散する可能性があるという確証は見られていません。身体的距離の確保や大声での会話を避ける等の、基本的な感染防止策を講じて行います。
- ・呼吸による唾液の飛沫を防止するため、激しい活動はできるだけ避けて、もし、激しい運動を伴う活動を実施する必要がある場合は、2mを目安とした適切な身体的距離を保って行います。

3) 活動時におけるマスクの着用と手指の洗浄、器具の消毒など

マスクの着用や手指の洗浄、器具の消毒については、「3. マスクの着用、手洗い・うがい、消毒、換気について」(p5～6)を参照して下さい。

- ・指導者が活動の指導を行う場合には、マスクやフェースシールドの着用をお願いします。必要であれば拡声器等を活用して、参加者同士が近距離で会話したり、高唱したりしないようにして行います。
- ・活動の前後に適切な手洗いを実施します。ハイキング等の流水での手洗いの機会が取りにくいことが予想される活動では、参加者の手洗い用の水あるいはアルコール消毒液を準備するか、参加者が各自で準備するようにします。
- ・共有されるすべての備品および器具は、参加団体に洗浄および消毒を行うようにお願いします(可能であれば、参加者それぞれに専用の用具を提供して、キャンプ期間中は共用することを避けるのが望ましい)。

4) バス移動時

- ・参加者がマイクロバス等で移動する際には、同乗者が長時間かつ近距離で接する可能性が高いことから、バスの定員をできれば50～70%程度に抑えて密接を防ぐとともに、窓を開けての換気やエアコンを用いた外気の導入等による定期的な換気の実施(換気性能を高めたバス利用の場合はその限りではありません)と、マスクの着用を実行します。

(2) 集いの実施について

1) 入所式・退所式

- ・入所式・退所式については、実施の有無を含めて事前に利用団体と相談の上、対

応いたします。

- 団体引率者との確認の上、原則マスク着用での実施とします。
- 基本的には屋外で実施します。雨天時は、団体引率者との確認の上、身体的距離を確保し、施設換気を適切に行い実施します。
*主催事業で他施設を利用して行う場合は、施設の方針に従って対応します。

2)「朝のつどい」「夕べのつどい」

- 「朝のつどい」「夕べのつどい」は、原則行いません。利用団体が希望される場合は、原則的に職員の立ち合いなしで、マスクの着用や身体的距離の確保、大声での唱和等を控えるなどの感染防止策を講じた上で実施していただきます。
*主催事業で他施設を利用して行う場合は、施設の方針に従って対応します。

8. 清掃について

- 宿泊している部屋、野外炊事等の活動で利用した場所・施設等の清掃は、原則的には利用団体をお願いします。清掃終了後の施設の消毒は施設スタッフが行います。
- ごみの処理に関しては、原則的には団体の責任において、使用後のマスクやペーパータオル等はごみ袋に入れて密閉し、ごみ置き場等の所定の場所まで運ぶようお願いします。
- 清掃作業時にはマスク、ビニール手袋の着用をお願いします。

9. スタッフについて

(1) 全スタッフ共通

- ユースサービス大阪のスタッフは、利用者と同様、毎朝の検温や体調確認、健康記録を実施します。
- また主催事業に携わるスタッフは、参加者と同様に抗原検査を実施し、陽性判定が出た場合には参加を取りやめます。
- 施設利用対応に携わるスタッフについては、定期的に抗原検査を実施し、陽性判定が出た場合には出勤を停止します。
- 発熱(特に、37.5度以上の熱があった場合や個人の平熱比+1度以上の熱があった場合)や息苦しさ、強いだるさがあった場合など、感染が疑われる症状があった場合は、管理者は状況を確認し、直ちに仕事を休ませます。そして、医療機関、保健所等の受診を促し、管理者は診断結果の把握に努めます。
- 職員等の感染が確定した場合には、その日の活動は一度中断し、濃厚接触者の

調査を行うとともに、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。

- 手洗い・手指の消毒や咳エチケット、マスクの着用などの基本的な感染対策を徹底して実施します。
- 高頻度接触部位や不特定多数が接触する場所（便座、ペーパーホルダー、ドアノブなど）、宿泊棟や共同スペースの清掃にあたるスタッフは、清掃時にはマスク、ビニール手袋を着用します。
- トイレ等に設置しているごみ箱の回収時は、ビニール袋に入れて密閉し、処分します。また、作業後にマスク、ビニール手袋を脱いだ際は、必ず石鹸と流水で手洗いをします。

(2) 調理担当スタッフについて

- 調理時、食事配膳時、納品された食材の保存庫運搬時は、原則的にマスク・ビニール手袋・ビニールキャップ等を着用し、手指をアルコール消毒します。
- 調理場への出入り口で厨房内専用の履物に履き替えます。使用前後にアルコール消毒を行います。

(3) 事務対応について

- 事務所には、原則的にビニールカーテンを設置し、スタッフはマスクを着用して対応します。
- 事務所での利用者がよく触れる扉、カウンターの消毒、拭き上げを行います。
- 金銭の受け渡しは、トレイを使用します。
- 事務所受付が込み合う場合は、原則事務所外で待機していただきます。

10. 利用後について

- 滞在中に発熱などの症状で帰宅された利用者がいた場合には、帰宅後の経過（診断結果等）について、必ず事業責任者（主催事業）・施設まで連絡いただくことをお願いします（巻末資料3）。
- 利用後に新型コロナウイルスの感染の疑いや感染が判明した場合は、保健所の指示に従って対応していただくとともに、必ず事業責任者（主催事業）・施設まで連絡いただくことをお願いします（巻末資料3）。

資料1 健康状態申告書(例)

健康状態申告書	
<p>*新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、ご協力下さい。 ご不明な点やご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。 ご利用中、ご不快な点やご不便をおかけすることがありますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い致します。</p>	
団体名	
ご利用日	2020年 月 日 ~ 日
氏名	
住所	
保護者氏名	*高校生以下は記入願います。
体温	° C
健康状態1(発熱、せき、全身倦怠感等の感冒症状)	あり・なし
健康状態2(頭痛、下痢、結膜炎、味覚障害、嗅覚障害)	あり・なし
感染の流行地域への14日以内の訪問歴	あり・なし
緊急連絡先	電話 () -
<p>*1 収集した個人情報、新型コロナウイルス等の感染症予防のために利用し、法令に基づく場合または保護者及び本人の同意がある場合を除き、他に提供することはいたしません。</p> <p>2. 体調不良の方がおられる場合は、自主的にご利用を控えていただくようお願い致します。</p> <p>3. 参加者に感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力をお願い致します。</p> <p>4. 濃厚接触者となった場合は、14日間を目安に自宅待機をお願いすることがあります。予めご了承願います。</p>	

資料 2 健康状態チェックシート(例)

健康状態チェックシート					
*新型コロナウイルス感染予防のためにご協力お願いします。 ご不明な点やご質問などがございましたら、お気軽にお問合せ下さい。					
ご記入日時	2020年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分				
団体名					
◆ ご記入時の健康状態についてご記入下さい。12名以上の場合は2枚目以降をご利用下さい					
	氏名	年齢	連絡先電話番号	体温	健康状態について (せき、味覚・嗅覚以上・全身倦怠感、その他の異常)
1	(代表者)				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
<p>*1. 収集した個人情報は、新型コロナウイルス等の感染症予防のために利用し、法令に基づく場合または保護者及び本人の同意がある場合を除き、他に提供することはいたしません。</p> <p>*2. 体調不良の方がおられる場合は、自主的にご利用を控えていただくようお願いします。</p> <p>*3. 参加者に感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力をお願いします。</p> <p>*4. 濃厚接触者となった場合は、14日間を目安に自宅待機をお願いすることがあります。予めご了承をお願いします。</p>					

資料3 健康状態チェックシート(例)

「吉野ファミリーキャンプ①」 2020年6月20日(土)～21日(日)

健康観察シート

【宿泊室 】

No	名前	1日目				2日目		
		入所時	就寝前			起床時		
		体温	体温	風邪等の症状の有無	その他	体温	風邪等の症状の有無	その他
1								
2								
3								
4								

資料 4 体調管理シート・承諾書(例)

体 調 管 理 シ ー ト

9/25-9/26 子どもキャンプ塾9月

ふりがな	
参加者氏名	

性 別 : 男 ・ 女

学 年 : 年生

平 熱 : °C

日 付	9/11(土)	9/12(日)	9/13(月)	9/14(火)	9/15(水)	9/16(木)	9/17(金)
体 温	°C						
体 調							
日 付	9/18(土)	9/19(日)	9/20(月)	9/21(火)	9/22(水)	9/23(木)	9/24(金)
体 温	°C						
体 調							

※キャンプ当日受付にて必ずご提出ください。

※キャンプ2週間前から毎日起床時に検温し、体調面で気付いた点があればご記入ください。

チェックを入れてください

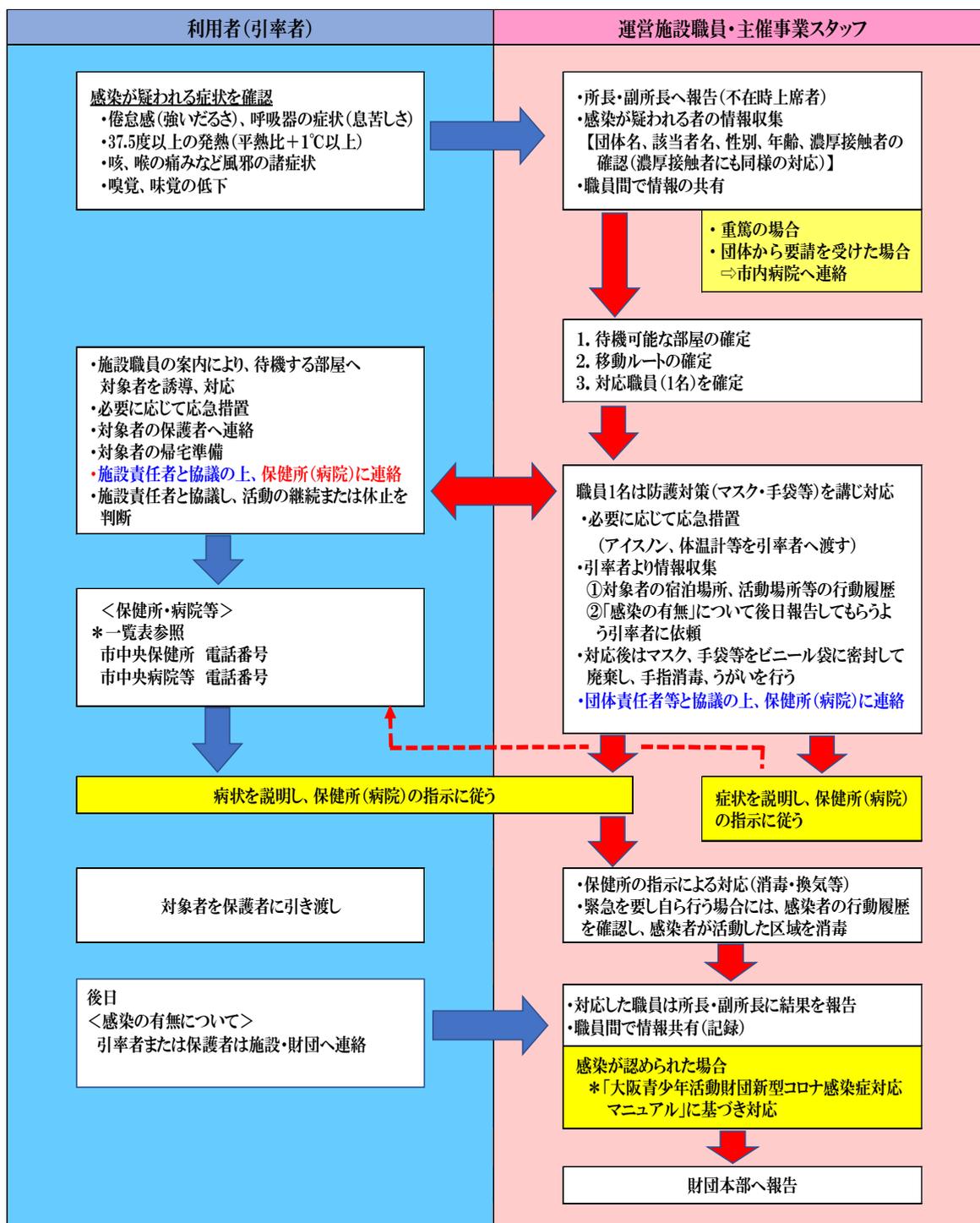


別紙、ユースサービス大阪の「新型コロナウイルス感染症予防対策」を了承し、一定の感染リスクがあることを承諾した上で、事前の健康状況を申告し、この事業に参加させます。

保護者氏名 _____

資料 5 体調不良者発生時の対応フロー(例)

＜体調不良者発生時の対応フロー＞



参考資料:「新型コロナウイルス感染防止対策による施設利用ハンドブック(初版)」
国立諫早青少年自然の家、2020年6月

＜参考にした資料＞

- ◆新型コロナウイルス(COVID-19)への対応について「YMCA阿南海洋センター施設運営ガイドライン」
公益財団法人大阪YMCA・YMCA阿南国際海洋センター 2020.06.10 vol.1
- ◆CDCガイダンスを実践するキャンプのためのフィールドガイド
The American Camp Association/YMCAs of thited states
Environmental & Engineering, Inc. 18/05/2020
- ◆学校における新型コロナウイルス感染症に関するマニュアル～「学校の新しい生活様式～
文部科学省 2020.6.16Ver2
- ◆社会体育施設の再開に向けた感染拡大ガイドライン
スポーツ庁 令和2年5月14日(改定)令和2年5月25日
- ◆新型コロナウイルス感染防止対策による施設利用ハンドブック(初版)
国立青少年教育振興機構「国立諫早青少年自然の家」令和2年6月26日
- ◆国立曽爾青少年自然の家利用ガイド 2020年度新型コロナウイルス感染症対応版【第2版】
国立曽爾青少年自然の家 2020.7.13
- ◆森林内での活動における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び活動継続に関する基本的なガイドライン
国土緑化推進機構 最終改正 令和2年6月12日